## 別表第3

	種目	障害及び程度	性能等	年齢等	耐用年数	基準額	(円)
介	特殊寝台	下肢・体幹機能障	腕、脚等の訓練のできる	、脚等の訓練のできる 学齢児以上 8年		154,	0 0 0
護		害2級以上	器具を付帯し、原則とし				
		難病で寝たきりの	て使用者の頭部及び脚部				
訓		状態にあるもの	の傾斜角度を個別に調整				
練			できる機能を有するも				
支			$\mathcal{O}_{\circ}$				
援	特殊マット	下肢・体幹機能障	褥瘡の防止又は失禁等に	3歳以上	5年	80,	0 0 0
用		害2級以上、知的	よる汚染又は損耗を防止				
具		障害A・A1・A2	できる機能を有するも				
		難病で寝たきりの	$\mathcal{O}_{\circ}$				
		状態にあるもの					
	体位変換器	下肢・体幹機能障	介助者が障害者等の体位	学齢児以上	5年	15,	0 0 0
		害2級以上	を変換させるのに容易に				
		難病で寝たきりの	使用し得るもの。				
		状態にあるもの					
	入浴担架	下肢・体幹機能障	障害者等を担架に乗せた	3歳以上	5年	82,	4 0 0
		害2級以上	ままリフト装置により入				
		難病で下肢又は体	浴させるもの。				
	移動用リフト	幹機能に同程度の	介護者が重度身体障害者	3歳以上	4年	200,	0 0 0
		障害のあるもの	等を移動させるにあたっ				
			て、容易に使用し得るも				
			の。ただし、天井走行型				
			その他住宅改修を伴うも				
			のを除く。				
	訓練いす		原則として付属のテーブ	3歳以上1	5年	33,	1 0 0
			ルを備えたもの	8歳未満			

					] .		
	訓練用ベッド		腕又は脚の訓練ができる	3歳以上	8年	159,	200
			器具を備えたもの				
	特殊尿器	下肢·体幹機能障	尿が自動的に吸引される	学齢児以上	5年	67,	0 0 0
		害1級	もので、障害者等又は介				
		自力で排尿できな	護者が容易に使用し得る				
		い難病患者	もの				
自	入浴補助用具	下肢・体幹機能障	入浴時の移動、座位の保	3歳以上	8年	90,	000
立.		害	持、浴槽への入水等を補				
生		難病で入浴に介助	助でき、障害者等又は介				
活		を要するもの	護者が容易に使用し得る				
支			もの。ただし、設置にあ				
援			たり、住宅改修を伴うも				
用			のを除く。				
具	頭部保護帽	下肢・体幹・平衡	ヘルメット型で、転倒の		3年	36,	750
		機能障害2級以	際に頭部を保護できる性				
		上、知的障害A·A	能を有するもの。スポン				
		1・A2、精神障害	ジ、革を主材料に製作し				
		2級以上	たものか、スポンジ、				
			革、プラスチックを主材				
			料に製作したもの。				
	特殊便器	上肢・下肢・体幹	洗浄機能付きで足踏みペ	学齢児以上	8年	151,	200
		機能障害2級以	ダルにて温水温風を出し				
		上、知的障害A·A	得るもの。ただし、設置				
		1 · A 2	にあたり、住宅改修を伴				
		難病で同程度の障	うものを除く。				
		害を有し、自ら排					
		便後の処理が困難					
		なもの					

便器		障害者等が容易に使用し			20,000
	機能障害2級以	得るもの。(手すりを付			
	上、知的障害A・A	けることができる。)た			
	1 · A 2	だし、取替えにあたり、			
	難病で常時介護を	住宅改修を伴うものを除			
	要するもの	<.			
T字状・棒状の	下肢・体幹・平衡	T字状・棒状の杖で、木	学齢児以上	3年	3, 000
杖	機能障害	製又は軽金属製であるも			
		の。			
移動・移乗支援	下肢・体幹・平衡	手すり、スロープ等であ	3歳以上	8年	60,000
用具	機能障害	ること。転倒防止、立ち			
	下肢が不自由な難	上がり動作の補助、移乗			
	病患者	 動作の補助、段差解消等			
		の用具。ただし、設置に			
		あたり、住宅改修を伴う			
		ものを除く。			
火災警報器	火災発生の感知及	室内の火災を煙(又は		8年	15, 500
	び避難が著しく困	熱)により感知し、音又			(上限の範囲内
	難な障害者等のみ	は光を発し屋外にも警報			で、複数個の給
	の世帯及びこれに	ブザーで知らせることが			付可)
	上 準ずる世帯。かつ	できるもの			
自動消火器	以下の手帳を所持	室内温度の異常上昇又は		8年	28,700
	している者	炎の接触で自動的に消化			
	身体障害 4級以	 液を噴射し、初期火災を			
	上	 消火するもの			
	知的障害 A、A				
	1 , A 2				
	1 \ 11 \ 2				

	<b>.</b>	<u> </u>				
	電磁調理器	視覚障害2級以上 	障害者が容易に使用し得	18歳以上	6年	41,000
		(視覚障害者のみ	るもの。			
		の世帯及びこれに				
		準ずる世帯)、知				
		的障害A・A1・A				
		2、精神障害				
	歩行時間延長信	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用	学齢児以上	10年	7, 000
	号機用小型送信		し得るもの。			
	機					
	聴覚障害者用屋	聴覚障害4級以上	音、声音等を視覚、触覚	18歳以上	10年	87, 400
	内信号装置		等により知覚できるも			
			の。			
在	透析液加温器	腎臓機能障害3級	透析液を加温し、一定温	3歳以上	5年	51, 500
宅		以上で自己連続携	度に保つもの。			
療		行式腹膜灌流法に				
養		  よる透析療法を行				
等		う者				
支	ネブライザー	呼吸器機能障害3	障害者等が容易に使用し	学齢児以上	5年	36,000
援	(吸入器)	級以上又は同程度	得るもの。			
用	電気式たん吸引	の身体障害者及び				56,400
具	器	難病患者であっ				ネブライザとの
		て、必要と認めら				併用型について
		 れる者				は70,000
	酸素ボンベ運搬	在宅酸素療法者	障害者等が容易に使用し	18歳以上	10年	17,000
	車		得るもの。			
	自家発電機又は	呼吸器機能障害3	障害者等が容易に使用し		5年	100,000
	外部バッテリー	級以上又は同程度	得るもの。			
		の身体障害者及び				

		難病患者であっ					
		て、必要と認めら					
		れる者					
	動脈血中酸素飽	人工呼吸器の装着	呼吸状態を継続的にモニ		10年	157,	5 0 0
	和度測定器(パ	が必要なもの	タリングすることが可能				
	ルスオキシメー		な機能を有し、障害者等				
	ター)		が容易に使用し得るもの				
	視覚障害者用体	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用	学齢児以上	5年	9,	0 0 0
	温計(音声式)	(視覚障害者のみ	し得るもの。				
	視覚障害者用体	の世帯及びこれに				18,	0 0 0
	重計	準ずる世帯)					
情	携帯用会話補助	音声・言語機能障	携帯式で、ことばを音声	学齢児以上	5年	98,	8 0 0
報	装置	害・肢体不自由者	又は文章に変換する機能				
意		であって、発声・	を有し、障害者が容易に				
思		発語に著しい障害	使用し得るもの。				
疎		を有する者					
通	点字タイプライ	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用	学齢児以上	5年	63,	1 0 0
支	ター	(本人が就労若し	し得るもの。				
援		くは就学している					
用		か又は就労が見込					
具		まれる者に限					
		る。)					
	点字器	視覚障害	視覚障害者が容易に使用	学齢児以上	5年	10,	400
			し得るもの。				
	視覚障害者用ポ	視覚障害2級以上	① 音声等により操作ボ	学齢児以上	6年	85,	0 0 0
	ータブルレコー		タンが知覚又は認識で				
	ダー		き、かつ、DAISY方式				
			による録音並びに当該				

1	1	İ	l	l	İ
		方式により記録された			
		図書の再生が可能な製			
		品であって、視覚障害			
		者が容易に使用し得る			
		もの。			
		又は			
		② 音声等により操作ボ			
		タンが知覚又は認識で			
		き、かつ、DAISY方式			
		により記録された図書			
		の再生が可能な製品で			
		あって、視覚障害者が			
		容易に使用し得るも			
		の。			
点字ディスプレ	視覚・聴覚障害の	文字等のコンピュータの	18歳以上	6年	383, 500
1	重度重複者(原則	画面情報を点字等により			
	として視覚障害2	示すことのできるもの。			
	級以上かつ聴覚障				
	害2級以上)の身				
	体障害者であっ				
	て、必要と認めら				
	れる者				
視覚障害者用活	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に	学齢児以上	6年	99, 800
字文書読み上げ		記載された当該文字情報			
装置		を暗号化した情報を読み			
		取り、音声信号に変換し			
		て出力する機能を有する			
		もので、視覚障害者が容			
		易に使用し得るもの。			

		(音声ICタグレコーダー			
		を含む)			
視覚障害者用拡	視覚障害者であっ	画像入力装置を読みたい	学齢児以上	8年	198,000
大読書器	て、本装置により	もの(印刷物等)の上に			
	文字等を読むこと	置くことで、簡単に拡大			
	が可能になる者	された画像(文字等)を			
		モニターに映し出せるもの。			
視覚障害者用時	視覚障害2級以	視覚障害者が容易に使用	学齢児以上	10年	13, 300
計	上。なお、音声時	し得るもの。			
	計は、手指の触覚				
	に障害がある等の				
	ため触読式時計の				
	使用が困難な者を				
	原則とする。				
 聴覚障害者用通	聴覚障害・音声・	一般の電話(回線)に接	学齢児以上	5年	35,000
信装置	言語機能障害であ	続することができ、音声			
	って、コミュニケ	の代わりに、文字等によ			
	ーション、緊急連	り通信が可能な機器であ			
	絡等の手段として	り、障害者が容易に使用			
	必要と認められる	できるもの。			
	者				
点字図書	視覚障害	点字により作成された図		_	点字図書で年間
		書			6 タイトル、又
					は、24巻以内
					で、かつ、年間
					60,0000
					購入金額を限度

					とする。
聴覚障害者用情	本装置によりテレ	字幕及び手話通訳付きの	_	6年	88, 900
報受信装置	ビの視聴が可能に	聴覚障害者用番組並びに			
	なる者	テレビ番組に字幕及び手			
		話通訳の映像を合成した			
		ものを画面に出力する機			
		能を有し、かつ、災害時			
		の聴覚障害者向け緊急信			
		号を受信するもので、聴			
		覚障害者が容易に使用し			
		得るもの。			
人工喉頭	喉頭摘出者	(笛式) 呼気によりゴ		4年	70, 100
		ム等の膜を振動させ、			
		ビニール等の管を通じ			
		て音源を口腔内に導き			
		構音化するもの。			
		(電動式) 顎下部等に			
		あてた電動板を駆動さ			
		せ、経皮的に音源を口			
		腔内に導き構音化する			
		もの。			
情報・通信支援	上肢・体幹・視覚	障害者向けのパソコン周	学齢児以上	5年	100,000
用具	及び言語障害 2 級	辺機器や、アプリケーシ			
	以上	ョンソフト、パソコン操			
	難病で同程度の障	作に係る環境制御装置			
	がいの状態にある	等。			
	もの				
蓄便袋	ぼうこう・直腸機	_		半年の単	8,600/月

WII HAT IT IS	(de Friedrich)		tt. alt. da	<u>.</u>	
泄蓄尿袋	能障害によりスト		位で決定		300/
管	ーマを造設した者		する	月	
理紙おむつ等(紙	次のいずれかに該	3歳以上	半年の単	12,	000/
支おむつ、洗腸用	当する者		位で決定	月	
援具、サラシ、ガ	① 治療によって		する		
用ーゼ等衛生用	軽快の見込みの				
具品)	ないストマ周辺				
	の皮膚の著しい				
	びらん、ストマ				
	の変形のためス				
	トマ用装具を装				
	着することがで				
	きない者				
	② 先天性疾患				
	(先天性鎖肛を				
	除く)に起因す				
	る神経障害によ				
	る高度の排尿機				
	能障害又は高度				
	の排便機能障害				
	のある者				
	③ 先天性鎖肛に				
	対する肛門形成				
	術に起因する高				
	度の排便機能障				
	害のある者				
	<ul><li>④脳性麻痺等脳原</li></ul>				
	性運動機能障害				
	により排尿若し				

			1				
		くは排便の意思					
		表示が困難な者					
	収尿器	高度の排尿機能障	採尿器。	と蓄尿袋で構成	18歳以上	1年	8, 500
		害	し、尿の	の逆流防止機能が			
			付いてい	いるもの			
住	居住生活動作補	下肢・体幹・視覚	次に掲げ	<b>ずる居宅内の改修</b>	学齢児以上	基準額を	400,000
宅	助用具	障害、乳幼児期以	工事とで	する。		限度に複	ただし介護保険
改		前の非進行性の脳	(1)	手すりの取付け		数回改修	適用者は 20
修		病変による運動機	(2)	段差の解消		出来るも	0, 000
費		能障害(移動機能	(3)	滑り防止及び移		のとす	
		障害に限る。)を	動の	円滑化等のための		る。	
		有する者であって	床又は	は通路面の材料の			
		障害等級3級以上	変更				
		の者又は難病によ	(4)	引き戸等への扉			
		り同程度の障害を	の取っ	替え			
		有する者(ただ	(5)	洋式便器等への			
		し、特殊便器への	便器	の取替			
		取替えをする場合	(6)	その他市長が認			
		は上肢障害2級以	めた	もの			
		上の者)。また、					
		居住している住宅					
		であること。借家					
		の場合は家主の承					
		諾があること。					